

新自由主義の呪縛からの解放はあるか

神野 直彦

東京大学名誉教授

怒りと事前責任

93歳のフランスの老人が著した一冊の書物が、ヨーロッパでベストセラーとなり、話題をさらっている。このリーフレットともいいくべき、ささやかな一冊の書物のタイトルは、『怒れ！(Indignez-vous)』である。

著者のステファン・エッセル (Stéphane Hessel) はドイツ生まれのユダヤ人で、ドゴールの呼びかけに応じて、ナチスと戦ったレジスタンスの戦士である。彼は『怒れ！』で、この地上を覆っている不条理に怒れと呼びかけている。

『怒れ！』が2010年に出版されるや、たちまち5カ国語に翻訳され、発行部数は300万部に達していると聞く。ヨーロッパで反格差の行動を起こしている若者達の手には、この『怒れ！』が握り締められているという。しかし、この書物が日本語に翻訳されることはないのである。

じんの なおひこ

1946年生。東京大学大学院経済学研究科財政学専攻博士課程修了。専門分野は財政学。大阪市立大学経済学部助教授、東京大学経済学部助教授、教授。現在、地方財政制度審議会会長、生活研顧問。

著書に、『「分かち合い」の経済学』(岩波新書)、『地域再生の経済学』(中公新書)、『システム改革の政治経済学』(岩波書店)など。

カナダの雑誌が呼びかけた「ウォール街を占拠せよ」という熱き言葉に、アメリカの若者達が呼応して、ウォール街で寝泊まりを始めた。こうした行動は野火の如くにアメリカに広がり、反貧困・反格差の抗議行動が巻き起こっている。しかも、この運動はイスラエルにも飛び火し、イスラエル政府はアラブ諸国との対決どころではなくなっている。しかし、こうした反貧困・反格差の運動も、日本では人目をひくこともなく、影を潜めている。

日本での生活実感からすれば、世界を苦悩させている経済危機を巻き起こした新自由主義がゾンビの如くに生き返り、「どうして新自由主義から抜け出せないのか」という疑問が生じてくる。しかし、視座を世界へ広げ、日本での生活実感を相対化すれば、新自由主義への激しい怒りが渦を巻き、世界史を突き動かしていることがわかる。

というよりも、世界史は混沌としたカオス状態にあり、どのような政策思想が支配的政策思想として形成されるのかが不透明だといつてよい。したがって、新自由主義が支配的政策思想として復位することができないわけではない。

しかし、それはカオスを破局に結びつけるシナリオである。カオスをもたらしている経済危機を克服するには、経済危機を生じさせた政策思想から脱却する必要がある。つまり、経済危機をもたらした新自由主義の政策思想から脱却し、新しい政策思想を形成しない限り、経済危機を克服し、カオスを解消すること

は不可能なのである。

とはいえる、人間の歴史を眺めれば、破局への選択を繰り返すことがないわけではないことがわかる。同じ過ちを繰り返さないためには、新自由主義がもたらした経済危機に「怒る」だけではなく、新自由主義を支配的政策思想として受け入れてしまった歴史的責任を果さなければならない。

歴史的責任では阻止できなかった以上、自分は新自由主義に反対だったという弁明は、無罪への弁明とはならない。新自由主義を阻止できなかった事後責任を果すこととは、カオスを破局へと結びつけないための未来への事前責任を果すことでもある。

「自由」の操作

いかなる政策思想も、支配的政策思想として君臨しようとすれば、政策思想が人類にとっての普遍的価値を追求していると、社会の構成員に信じ込ませる必要がある。新自由主義では、それは「自由」である。

「自由」は人間の心を掴む。「自由」のためには人間は命を掛けた戦う。『怒れ!』の著者であるエッセルも、ドゴールの呼び掛けた「自由フランス」のために、自由の戦士として戦っている。

しかし、エッセルの「自由」への戦いは、ファシズムにもとづく戦争国家が奪った人間の自由を回復する戦いである。つまり、一握りの階層による独裁に対する民主主義を獲得する戦いだったのである。

ところが、同じ「自由」でも、新自由主義の「自由」は戦争国家への戦いの言葉ではなく、戦争国家を否定して形成された福祉国家への戦いの言葉である。つまり、新自由主義の「自由」とは、戦争国家の独裁と戦い、獲得した「社会の構成員による共同の意志決定」に対する「自由」なのである。

福祉国家は戦争国家に戦いを挑んだ労働組合を初めとして、国民大衆が手中にした民主主義を基盤にしているが故に、所得再分配国家として形成された。新自由主義は「自由」の名のもとに、労働組合と、財政による所得再分配を攻撃する。それは新自由主

義における「自由」は、「社会の構成員の共同の意志決定」を否定する「個人の選択の自由」だからである。

この「個人の選択の自由」は、市場における選択の自由とアナロジーで想定されている。市場では購買力に応じて、決定権行使する。購買力の豊かな富裕者には多くの決定権が、購買力の乏しい貧者にはわずかな決定権が配分されることになる。つまり、新自由主義の「個人の選択の自由」とは事実上、強者の選択の自由なのである。

新自由主義は強者の論理にもとづいている。そのため市場に、政府が介入することを、「自由」の名のもとに否定する。しかし、市場は政府が強制力でルールを設定しなければ動かない。新自由主義が否定する政府の介入とは、社会の構成員の共同意志決定にもとづいた市場ルールのことをいっているにすぎない。つまり、新自由主義の唱える市場のルールは、強者の都合のよいように、強者が決定したルールなのである。

とはいえる、新自由主義の政策思想が支配的政策思想として君臨した重要な理由は、「自由」という人類にとって普遍的価値を操作したからである。しかし、それが民主主義とは相容れないことは、既に見抜かれている。

世界中で巻き起こっている反貧困・反格差の運動では、民主主義つまりデモクラシーとは、デモスつまり民衆が、クラシーフリーマー権力を握っているというはずなのに、現在では権力を1%の富裕者が掌握していると抗議している。反貧困・反格差の運動は、人民に決定権限を与えるという民主主義の運動でもあるのだ。

霸權国の延命措置

新自由主義が「自由」という普遍的価値を操作しているということよりも、新自由主義がアメリカという霸權国が霸權を維持するための手段として促進しているが故に、支配的政策思想として君臨しているといえるかもしれない。それは二つの「9.11」に象徴されている。

第一の「9.11」は、チリの大統領サルバドール・アジェンデが惨殺された1973年の9月11日である。アジェンデ大統領を惨殺したピノchetは、独裁政権を確立するや否や、「シカゴ・ボーイズ」と呼ばれた新自由主義者を政権に引き込んで、新自由主義の政策を遂行している。これが新自由主義が世界史の舞台に登場した瞬間である。

第二の「9.11」は、2001年9月11日にニューヨークの天空で起きた航空機を使用したテロ事件である。この事件を口実にアメリカはイラクへの軍事力を証拠もなしに行使し、イラク政府に新自由主義政策を強要していくことになる。

覇権国アメリカが強要する新自由主義が、陰に陽にインパクトを世界に世界に与えていく。もちろん、それはアメリカの覇権、つまり「パックス・アメリカーナ」を維持するためである。

第一の「9.11」が発生した1973年は、「パックス・アメリカーナ」を支えた「ブレトン・ウッズ体制」が最終的に崩壊した年でもある。つまり、「ブレトン・ウッズ体制」の固定為替相場制が変動為替相場制へ転換した年なのである。

しかも、この1973年には石油ショックが生じている。石油ショックは第二次大戦後の「黄金の30年」といわれる高度成長に終わりを告げる晩鐘となった。というよりも、石油ショックは高度成長を推進した自然資源多消費型の重化学工業化の行き詰まりを意味していた。その結果としてstagflationが生じてしまう。

福祉国家を支えた政策思想であるケインズ主義からすれば、インフレーションのもとでの経済停滞というstagflation現象は説明不可能な現象であった。そこで新自由主義は、ケインズ的福祉国家を根底から批判していく。つまり、新自由主義は民営化、規制緩和、行政政策による政府が介入しない「自由」な市場に社会を委ねる「最小限国家（the minimal state）」を提唱したのである。

もともと、新自由主義の攻撃の対象は、「個人の選択の自由」の敵である「連帯」に向けられる。つまり、

労働組合の解体へと、攻撃の焦点が絞られていく。それによる賃金と社会保障給付の引き下げで、インフレーションを抑制することが図られる。

もちろん、租税負担水準を引き上げることによって、インフレーションを抑制することは、「個人の選択の自由」を掲げる新自由主義からはありえない。それよりも「所得から消費へ」の合言葉のもとに、逆進的租税負担構造を形成することで、経済停滞から抜け出そうとしたのである。

サッチャー政権をみると、新自由主義はインフレーションの抑制という点からいえば成果があつたといえるかもしれない。しかし、経済停滞からの脱却という点からいえば成果がなかつたといってよい。

確かに、「イギリス経済の奇跡」と讃えられる生産性向上が生じている。しかし、それは技術革新の推進による積極的設備投資の拡大ではなく、消極的な減量経営の結果だったのである。

重化学工業を基軸とする産業構造が行き詰まり、こうした産業構造を前提に成り立っていた福祉国家も、「パックス・アメリカーナ」も動搖している。こうした歴史の転換期に、新自由主義はイノベーションによって新しい産業構造を形成することなく、低賃金と社会保障給付の引き下げによる減量経営を推進して既存産業の生き残りを図ろうとする。つまり、既存の強者を強者として振る舞わせようとする。それは既存の強者としての覇権国アメリカを維持しようとする道ともなるからである。

しかし、産業構造の転換を図らなければならぬ時に、産業構造を転換する方向に投資が向かわなければ、バブルが生じてしまう。産業構造を転換しなければならない時に、チューリップの球根を買いまくれば、チューリップ恐慌が生じるようなものである。

1973年に石油ショックが生じ、「ブレトン・ウッズ体制」が解体すると、行き場のない過剰資金が次から次へとバブルを起こしては弾けさせていく。ある時は中南米へ、ある時は東南アジアへと、旧来型の産業に投資をしてはバブルを起こさせる。さらには本来は政府が責任を負うべき領域に、市場を創設して旧来

型産業を維持しようとする。

住宅はヨーロッパの先進諸国では、公共財あるいは準公共財として扱われている。つまり、社会保障として観念されている。ところが、アメリカでは住宅はあくまでも私的財である。そこで低所得者に持ち家を奨励し、既存産業に市場を創り出そうとした結果がサブプライムローンの悲劇である。

1929年の世界恐慌が「パクス・ブリタニカ」の最終的崩壊を告げたように、新自由主義を旗印にバブルを繰り返しながら延命を図ってきた「パクス・アメリカーナ」も、2008年のリーマン・ショックが開演のベルを押された世界恐慌で、最終的崩壊期を迎えるとしている。この世界恐慌はアメリカやヨーロッパのソブリンリスクと呼ばれる財政危機から、第二幕が開演しようとしている。

しかし、この危機から脱出するために、新自由主義が「パクス・アメリカーナ」を延命する役割を果すことはできない。新自由主義は退場するか、生き残っても破局への導き役を果すかである。

日本は未来を拓けるか

「自由」を操作しながら、アメリカの霸権を延命する手段を使命とした新自由主義は、支配的政策思想としては寿命が尽きたといってよい。とはいっても、新自由主義から抜け出せないと実感が強まるのは、寿命の尽きた新自由主義に取つてかわる支配的政策思想が形成されていないからだといってよい。

その大きな理由は、ヨーロッパの混乱にある。つまり、新自由主義のオルタナティブとして、福祉国家の行き詰まりを覚悟した上で、雇用や福祉を重視するという福祉国家のメリットを生かしながら、新しい状況のもとで、新しき「ヨーロッパ社会経済モデル」を追求したヨーロッパが混乱しているからである。

新自由主義がもたらすグローバル化に対応するために、国民国家を越える超国家機関を形成しながら、国民の生活を保障する責務を地方政府に委譲していくというモデルをヨーロッパは採用した。そのため福

祉国家の現金給付による所得再分配は、地方政府によるサービス給付による再分配へとシフトしていったのである。

ヨーロッパの富は「ブルーバナナ」と呼ばれるondonから、オランダ・ベルギーを経て、ドイツ・フランスの国境周辺からスイスを抜けて、ミラノにいたるバナナ状の地域に集中している。この富が新自由主義のインパクトから、ある時はサブプライムローンに、ある時はドバイへと飛び回って、バブルを生じさせた。しかも、「ブルーバナナ」の周辺にもバブルを生じさせる。つまり、アイルランド、ポルトガル、イタリア、ギリシャ、そして東欧諸国である。

ヨーロッパのソブリンリスクについていえば、そもそもユーロの統合に無理があったのである。生産物市場だけではなく、要素市場を統合するために、通貨権も統合する。通貨権は統合するけれども、財政権は統合しない。

財政権が統合されていれば、日本での交付税にあたる財政調整制度によって、加盟国内の財政力格差を是正できる。ところが、加盟国には財政権だけあって、通貨権がない。つまり、地方政府のような状態になっている。しかも、財政調整制度は存在しないのである。

そうなると、ユーロの導入によって「ブルーバナナ」の周辺に散布された資金が、「ブルーバナナ」へと集中してしまう。生産性の高いドイツの経常収支の黒字が、周辺諸国の財政赤字にとってファイナンスされることになる。

メルケル政権は「第四帝国」だと、イギリスからもフランスからも、そしてなによりもギリシャから反発を浴びる。しかし、メルケルにしてみれば、国民を説得して救済資金を財政破綻国にもっていく以上、財政破綻国の財政運営に口を出さざるをえない。それはヨーロッパ支配への企みだと受け取られる。しかも、破綻国からすれば、良い目をみたのはわれわれではないのに、なぜ過酷な生活を強制するのかということになる。

しかし、ヨーロッパには、希望がある。それは労働運動が暗い冬の時代から抜け出しつつあるからであ

る。そのため新自由主義によって、国境を越えて自由に飛び回る資本が創り出す、賃金と社会保障給付のボトムを目指した引き下げ競争に、終止を打つことが現実味を帯びている。

しかも、新自由主義に手痛い攻撃を受けたとはいえ、ヨーロッパには連帶の伝統が息吹いている。ロレアル、エールフランス、トタルなど大企業の経営者や創業一族が、「われわれに重税を」と「特別貢献税」を提唱しているのも、富裕者の財産に課税する「連帶税」を想起させる。金融市場への統制も、イギリスやアメリカの横槍がなければ、連帶の思想にもとづいて実現する機会もある。こうした動きから「連帶」思想に裏打ちされた新しい政策思想が形成される期待には、リアリティが存在している。

しかし、日本に目を向けると、労働運動は厳寒の冬の時代を迎えようとしている。反貧困・反格差の民衆的運動が生じていないのも、そのためだといつてよい。

そもそも日本には、労働運動に支えられた福祉国家の時代が存在したかが疑わしい。日本が福祉国家を目指すことを宣言するのは、1973（昭和48）年のことである。しかし、この「福祉元年」と呼ばれる1973年は、世界史的にみれば、福祉国家の晩鐘が鳴り響く石油ショックとブレトン・ウッズ体制崩壊の年である。つまり、日本の福祉国家は、締め切り間際に駆け込んだ福祉国家だったのである。

日本は戦争国家から脱却するために、「小さな政府」を目指しつづけ、福祉国家は締め切り寸前の出来事でしかない。高度成長期にも租税負担率を20%に据え置き、「小さな政府」が志向されたのも、戦争国家への逆戻りへの危惧と、新自由主義的な「小さな政府」の奇妙な結婚の所産だったのである。

財政学からアプローチすると、「小さな政府」と「大きな政府」との弁別基準は、政府機能である。つまり、「小さな政府」とは強制力による秩序維持機能に、政府機能を小さく限定する政府であり、「大きな政府」は国民生活を保障する機能をも引き受け、社会秩序の乱れを予め予防する、予防主義に立つ政府である。日本には残念ながら、「大きな政府」を推進する勢力が形成されなかつたが故に、新自由主義を容易に受け入れ、それに代替する政策思想も形成されがたいといってよい。

新自由主義が創りだした悲惨な経済危機を眼前にして、日本国民が「怒れ！」と叫び、アジェンデ大統領の最後の演説のように、「歴史を創るのは人民だ」と自覚して、「より良い社会」を目指して力強い歩みを始めるだろうか。「諦める」の「諦」とは真理を意味する。「諦める」とは真理を見極めるという意味でもある。

バイエルンの地域政党だった国家社会主義ドイツ労働者党が、1929年の世界恐慌で不安と不満が高まると、ヒトラーの「空疎な雄弁による大衆操作」で、一挙に中央に駆け上がって政権を握り、戦争国家を形成してしまう。福祉国家の経験の脆弱な日本では、経済危機が新自由主義が戦争国家と結びついて生き残り、破局への途を突き進む危険が大きい。

「諦める」のではなく、人間はたとえ明日この世が終ろうとも、明日のために生きなければならないとすれば、日本国民が東日本大震災の危機が培り出してくれた社会の本質を見つめながら、明日のヴィジョンを描くしかない。東日本大震災が培り出した本質とは、「生命の大切さ」、「連帶の大切さ」、「参加の大切さ」である。こうした本質を自覚して、危機を克服することこそ、新自由主義からの決別の瞬間なのである。■

デモクラシーは 新自由主義から抜け出せないのか

小川 有美

立教大学法学部教授

民主化の歴史とは、少数者が決定権をもつ社会から、より多数の一般市民が公共の決定に参画するチャンスが与えられる社会への移行であった。だがイギリスの経済社会学者コリン・クラウチの『ポスト・デモクラシー』は、先進国のデモクラシーが逆行の道をたどっている、と論じた。つまり、20世紀半ばに頂点を迎えた民主的な政治が、再び特權的な少数者のためのものになりつつあるというのである。同書は英語圏のみならず、翻訳の刊行されたイタリア、そして日本でも反響を呼んだ¹。

クラウチが『ポスト・デモクラシー』刊行後の論考をまとめ直し、2011年に上梓したのが『新自由主義の奇妙な不死』である²。その間に起こったことは、2008年のリーマン・ショックに端を発する、グローバル金融・経済危機であることはいうまでもない。1936年、ジョージ・デンジャーフィールドは『自由主義の奇妙な死』という本を刊行した。19世紀以来

の正統であった自由主義は、世界恐慌、ファシズム、スターリニズムの時代に死を迎えていたかのように見えたのである。この本はクラウチの新著の題名の元となった。ところが今回「百年に一度の」危機に陥ったはずの新自由主義は、オールタナティヴに取って代わられることはなく、「不死」のように見える。それはなぜなのか。クラウチの議論を追ってみよう。

新自由主義のパラダイムあるいはパラダイス

クラウチの強調する点は、新自由主義が市場メカニズムの純粋な理論的表現とは程遠いものであるということにある。新自由主義とは第一に、あるものを取りあるものを捨てた経済学の特殊な一党派であり、第二に、政府や議会と企業の抜き差しならぬ関係が埋め込まれたきわめて政治的なメカニズムである、というのである。

新自由主義の特殊性は、「反トラスト」の伝統からの逸脱に見て取ることができる。アメリカの古典的な「反トラスト」、あるいはドイツの経済学であるオルドリベラリスムスは、巨大化する企業の支配力を矯正しようとするものだった。「選択の自由」を確保する規制は、株主だけではなく、消費者や中小の企業家が守られるために重要であると考えられていた。

つまり経済学の問題は、「もっと市場」か「もっと政府」か、ということだけではなかった。「もっと市場」を求めるのことと、「もっと大企業」を求めるることは同義

おがわ ありよし

1964年生。東京大学大学院法学政治学研究科単位取得退学。法学修士。専門分野はヨーロッパ政治論。千葉大学法経学部助手、助教授を経て、2003年より現職。著書に、『ポスト代表制の比較政治——熟議と参加のデモクラシー』(編著、早稲田大学出版部、2007年)、『グローバル対話社会——力の秩序を超えて』(共編著、明石書店、2007年)など。

ではない、というのが古典的な「反トラスト」の問題意識であったのである。しかし、「もっと大企業」でよい、とする経済学が現れた。それがシカゴ学派である。

シカゴ学派のうち、「選択の自由」を原理的に訴えたのはミルトン＆ローズ・フリードマンであったが、「企業による市場の乗っ取り」を推し進めたのは、ロナルド・レーガンにより判事に任命された二人の法律家、ロバート・ボークとリチャード・ポズナーである。現存する新自由主義の潮流は後者に代表される。

シカゴ学派の特徴の第一は、「株主利益最大化」論である—それゆえ万一の事故の負荷に耐えるための「冗長設備能力」などは削減される。それだけではない。シカゴ学派は第二に、「消費者福利の最大化」という抽象的な公準を掲げる。それは消費者にとって多数の（中小）企業を含む選択があるかはどうでもよく、結果として「一般的利得」が向上すればよい、という考え方である。その結果として、少数の巨大企業が市場を支配しても、問題はない。第三に、シカゴ学派は政府の経済介入・分配能力を排除しようとするが、同時に政治的であることをやめない。理論上は、法的規制さえも当事者の交渉とリスク計算で不要になるとしながら、司法による大企業利益の擁護を積極利用してきた。また直接政治に圧力を与えているのはロビーイングであり、IMFの2010年の報告によればアメリカの企業は過去4年の選挙サイクルに42億ドルを政治活動に費やし、そのうちでもハイスク金融部門が最も目立つという。

新自由主義は「反政府」であるというが、民営化の現実も、純粋な市場の拡大とはいえない。当初製造業から始まった民営化は、1990年代後半には公共サービスの民営化に姿を変えた。民営化の論拠は、公による独占の不効率、専門職のモラルへの疑念であった。そこで導入された新しいサービス・モデルの主眼は、供給主体として民間企業が参入できることであった。だがその結果として、「消費者の選択」が実感されたわけではなかった。むしろイギリスにおいてGP（一般家庭医）制度を集中センター制に変え

た例のように、市民の利便に逆行するようなモデルも導入された。企業にとっては、長期契約を手に入れられる公共サービスへの参入は垂涎の機会であった。PFIやPPPはその機会を多数生み出したのである。企業は市民にとってのサービスの質そのものよりも、「どのように入札に勝つか」をめぐる競争に血道を上げることになった。

「私的ケインズ主義」という奇妙な活路

新自由主義の推奨する経済・産業構造の転換の下では失業や不安定雇用が増大する。しかしある時期には経済成長の回復が観察され、新自由主義はオーソドクシーとなっていました。それはどのようなメカニズムだったのか。

よく知られているように、フランス型、ドイツ型、日本型といった「資本主義の多様性」の中で、1990年代に英米を中心に優勢となった株主資本主義は、一つのモデルにすぎなかった。だがそのモデルがさらに二次的リスク市場の発達と結びついたことが重大な帰結をもたらした。1980年代末から英米を筆頭に金融の規制緩和が推し進められ、アメリカの1999年の金融サービス現代化法案は、大恐慌発生後の1933年のグラス＝スティーガル法による金融機関の統制を廃すこととなった。それによって、金融トレーダーが第二次トレーダーにリスクを転売することが容易になった。これが二次的リスク市場の発達である。

この新しい経済に取り込まれたのは株主だけではなかった。豊かではない人々も含めて、消費を拡大することが奨められた。その助け手となったのは、上層向けのデリバティブ市場に加え、中下層向けの信用市場の拡大であった。いわゆるサブプライムがその典型である。クラウチは「個人の借金」の膨張によって成長の数字を生み出そうとするこのしきけを、「私的ケインズ主義」と呼ぶ。それは自己破壊的であったが、皮肉にも「公共財」のようにみなされ、政府には不動産価格の維持や金融規制の（再）緩和が期待されるのである。

このようにして、「豊かさ」は私的な資本のサプライ、より正確に言えば、大衆の膨大な借金に依存する消費拡大に専ら依存するようになった。共産主義だけではなく、ケインズ主義福祉国家と産業労働者の発言力に基づく社会民主主義モデルも、昔日のものとなろうとしている。

企業とCSR

クラウチは、経済学や政治学が、「単に経済だけでなく、社会全般」に責任のある企業をつかまえなければならないと考える。権力や富のリソースが広く分散しているという前提（多元主義）に立つ今までの政治学や経済学は、企業を正しくとらえることができなかつた。それでもそのような多元主義の論者の中から、ダールとリンドブロムのように批判的視点をとりもどす学者が現れなかつたわけではない。彼らは1980年頃から、ビジネスの成功が政府の人気や正統性を左右する現代にあって多元的な民主社会のバランスが崩れている、と警告を発した。そこで北欧のようなコーポラティズム、すなわち労使が部門別あるいは全国的な団体に組織されていれば、無責任な行動をとることを防げる、ということが期待された。

しかし、企業が政府や労働組合に対して、また企業間で、責任ある行動をするというコーポラティズムの前提是、国民国家と全国頂上団体のような「タガ」があつてはじめて担保される。経済の国際化、グローバル化、技術発展による新部門（ITやバイオ）の成長の中では、そのような「タガ」が外れる。その結果、世界は「底辺への競争」になだれ込むということにならなかつたにせよ、国際化する大企業は経済・社会の中の有利なルール、レジームを選んだり、促進したりすることができるようになる。

そのことは、企業が政治から無縁になることを意味しない。むしろ、選挙資金を必要とするアメリカの個人政治家へのロビーイングから、投資先・条件を各国に突きつける「外交交渉」までにわたり、多国籍企業が強力な政治的パワーを有する主体であることは

疑うべくもない。そればかりではない。グローバル企業が展開する途上国国家は、しばしば法や規範を実施するリソースを欠いている。そのため、企業は途上国においてあるルールを実行したり、あるいは無視したりすることができる、眞の法の実施者となる。ミルトン・フリードマンがかつて論じたように、企業には株主利益の最大化以外の社会的目的を追求する義務も権利も存在しない、というのは実態と異なる。むしろ、介入力を手放しつつある国家よりも、企業の方が、社会的価値の実現を左右する主体となる。

だがこのことを別の方向から考えるならば、CSR（企業の社会的責任）、「企業市民」という考え方方が、リップサービスという以上の意味をもってくるのである。たとえば北欧の多国籍企業が、アフリカにおいて児童労働を実施しているとしよう。そのことは、現地よりも北欧における反発を買い、その圧力によって当該企業はCSRとして児童労働禁止規範の実施者となることを（本意でなくとも）選ぶであろう。あるいは多国籍のスーパー・マーケット・チェーンが政府より早くGMO（遺伝子操作農産物）の不使用を決定することもある。つまり、公共政策の代行者として、企業は活動する。そこでは有権者としての政治参加よりもむしろ、消費者による選択が重要となる。「私たちはもう投票に行かないかもしれないが、買い物に行く」のである。

昨今たしかに、公益に敏感な株主・経営者というものもありうる（それにより企業動機が変わりうることを理論化しようとする研究者もいる）。とはいえ、企業の内部決定や寄付資金力によってある公益がアピールされ、ある公益が見捨てられるとすれば——イルカに優しい漁法にかかるコストを超低賃金労働に課すかもしれない——それは企業による社会的支配を別の意味で例証することになる。

市民社会の夢か

そこでクラウチは、企業の外に民主的な政治的パワーを探す。それは、政府なのだろうか。通常の中

道左派の解答は民主的な政府、教育や規制、インフラによる不平等の是正であろう、しかし政府は腐敗や特権階級の圧力に抗しきれる保証はなく、グローバル化の中での選択は多国籍企業寄りの政策か、排外主義を含む保護主義のどちらかに限られる。そうであるならば市場対政府という選択はもはや有効ではない。そこで第三の要素として、クラウチは市民社会に期待を寄せる。その現実的基盤となるのは、政党、宗教、ボランタリー・グループ、専門職といった、從来からの社会的集団である。クラウチは市民社会組織(CSO)を重視しつつ、理想視をするわけではない。政党は指導部の支配に、宗教は排他的世界観に、専門職は「専門ムラ」に陥る危険がある。それでも、それらの市民社会は全体として、市場から失われた多元性、多元的対話を生み出している。市民社会組織は必ず正しいとは限らない。しかし、国家、企業、多様な市民社会組織は相互に論争し、検討しあうであろう。だから市民社会はアーナーであってよい、とクラウチは述べる。

ポスト・デモクラシーの時代にあってもまだロビeingや社会運動は政党の能力にはかなわない、として政党デモクラシーの批判的再建を主張していたクラウチは、市民社会へと大きく舵を切った。このクラウチの答えはどのような進路と課題を残すだろうか。

新自由主義の「不死」の一つの理由は、政治学も経済学もつかみ損ねていた企業のパワーであった。そうであるならば、クラウチの言う「企業の政治理論」を一般論もしくは例証だけではなく、論証水準の高い社会科学研究によって、「専門力」のともなう多元的対話に持ち込む必要がある。もう一つには、新自由主義のもつ「単純な理屈の力」がある。それはいかに偏っていると、前提から結論までが首尾一貫しているように語られ、そこから派生する政策商品は（過疎地の自治体向けてあっても）すべて合理的だとみなされる。この「理屈の力」はあなどれない。ではそれに代わる社会の知とは何だろうか。それはクラウチもいうようにかつてのマルクス主義の「体系」とは異なるだろう。そこでわれわれは、ああ最後は市民社会

の夢か、とため息をつかざるをえないだろうか。

だが、たとえばCSRについてその実効性を真剣に評価する世界的潮流は強まっている。ストックホルム大学の政治学者ミシェレ・ミシェレッティは、政治的消費者主義 (political consumerism) の発展に注目する。西欧の消費者のボイコット活動は1974年から2000年の間に約3倍に増大し、2002-3年の欧州社会サーベイでは平均28%の市民が政治的な消費選択を行っているという。政治的消費者主義は、それまでの社会運動団体と違い、「個人化された集合行動」である。市民は、特定の組織やイデオロギーにこだわることなく、自己実現として、あるいは緊急と考えて、GMラベリングや児童労働の観点から企業を選ぶ³。またグローバル・レベルでは、企業の社会的責任のレジーム化の動きがある。1999年アン前国連事務総長によって提唱されたグローバル・コンパクトは、多国籍企業に10原則（人権・労働・環境・腐敗防止）への協働を促し、進行報告書を提出しない企業を除名する単純な枠組みである。だがCSRが多国籍企業の本業に直結するだけではなく、サプライチェーン・マネジメントの中で一次・二次の下請け企業にも波及する傾向が観察されている⁴。

2005年に「企業と人権の問題に関する国連事務総長特別代表」に任命された国際政治学者のジョン・ラギーはこの枠組みの開拓に力を注いだ学者であり、彼は国民国家の社会契約が脅かされる時代に、領域を超えて「もっと厚い」社会を再構築するプラットフォーム=社会の言語を見つけようとしている。それでさえ楽観的な夢に映るかもしれないが、ラギーは現状の巨大な制約を認めつつ、新しい「妥協」を想像しているようである。ポランニーが、『大転換』(1944年)を通して自己調節的市場メカニズムのドラマと社会の自己防衛の衝突を指摘したとき、すでに世界はデモクラシーの危機と戦争の破局の中にあった⁵。

われわれは、ポスト・デモクラシーの社会の言語をいつまでに構築できるだろうか。■

《注》

- 1 Colin Crouch. *Post-Democracy*. Cambridge: Polity Press. 2004 [近藤隆文訳・山口二郎監修『ポスト・デモクラシー—格差拡大の政策を生む政治構造』、青灯社、2007年]。
- 2 Colin Crouch. *The Strange Non-Death of Neoliberalism*. Cambridge: Polity Press. 2011.
- 3 Michele Micheletti. *Political Virtue and Shopping: Individuals, Consumerism, and Collective Action*. New York: Palgrave Macmillan. Rev Upd edition, 2010.
- 4 菅原絵美・前田幸男「企業の社会的責任と国連グローバル・コンパクト—サプライチェーン・マネジメントによる企業と人権の関係構築のダイナミズム—」、日本国際連合学会編『国連研究』第11号、国際書院、2010年、99-125頁。
- 5 ボランニーの民主主義への固着については、若森みどり「カール・ボランニーにおける市場社会と民主主義」、安孫子誠男・水島治郎編『労働—公共性と労働—福祉ネクサス』、勁草書房、2010年。



アメリカ社会に求められる改革とは何か

柴田 徳太郎

東京大学大学院経済学研究科教授

「ウォール街を占拠せよ」と呼びかける抗議デモが、アメリカ全土だけでなく世界中に波及している。事の発端は、カナダのバンクーバーに本拠を置く非営利組織アドバスター・メディア財團の創始者カレ・ラースン氏のツイッターを通じた「ウォール街など世界中の金融中心街に人々が集まり、世界の金融制度の改善と公正化を促そう」という呼びかけであった。この呼びかけに応えて2011年9月17日にウォール街に1000人ほどの人々が集結したが、その後、このデモは日本を含む80カ国以上、1000都市近くにまで拡大した。呼びかけはツイッターやフェイスブックを通じてアメリカのみならず世界中に広がり、デモや集会の様子を撮影した動画はインターネットに投稿され、どこでもだれでも自由に見られるようになった。

このように、運動の急速な波及の背景にはインターネットの普及という要因が存在するのだが、もう1つの重要な要因はアメリカの一般大衆の中に累積す

る「現状への不満」である。2008年の大統領選挙の際に彼らの多くはオバマ陣営の草の根選挙運動に参加し、オバマ候補が掲げた「チェンジ」というキャッチフレーズに期待感を抱いた。だが、この期待は見事に裏切られた。金融バブルの時期に荒稼ぎをして金融危機と不況を引き起こす原因となった大手金融機関は公的資金の投入によって救われ、金融機関の幹部たちには相変わらず高額の報酬が支払われているのに対して、一般大衆は不況による給与・賃金の減少と雇用の削減という厳しい事態に直面している。最近公表された国勢調査の結果によると、2010年のアメリカの貧困者数は前年より335万人増えて4620万人に達し、統計を初めて公表した1959年以来最多を記録した¹。人口に占める貧困者の割合(貧困率)も対前年比1%増の15.3%となり、1993年以来最悪を記録した²。

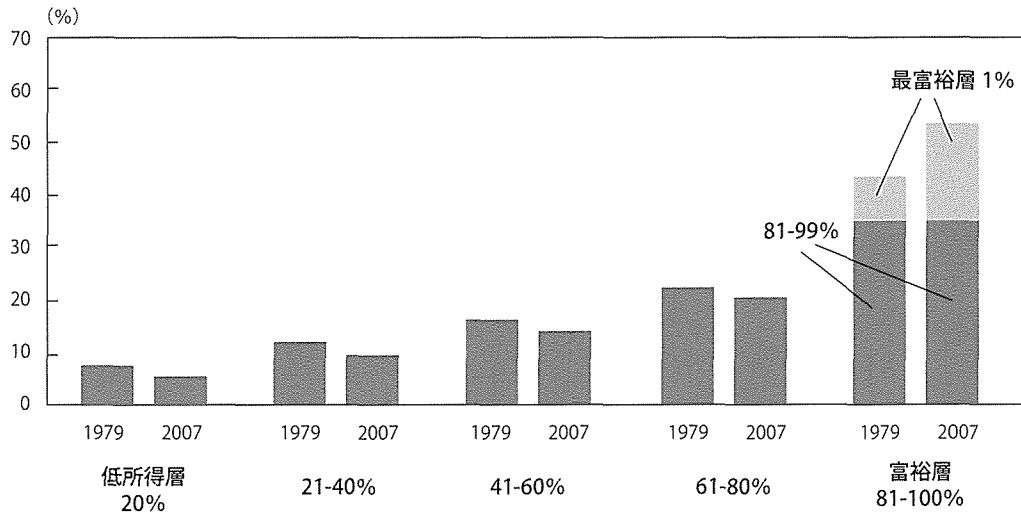
なぜ格差は拡大したのか?

しばた とくたろう

1951年生。東京大学大学院経済学研究科博士課程修了。経済学博士。専門分野は、現代資本主義論、アメリカ経済論、制度の経済学。西南学院大学経済学部講師を経て、1996年より現職。著書に、『大恐慌と現代資本主義』(東洋経済新報社、1996年)、『資本主義の暴走をいかに抑えるか』(ちくま新書、2009年)、『現代経済学—市場・制度・組織—』(共編著、岩波書店、2008年)など。

要するに、経済危機を引き起こした張本人である巨大金融機関が救済され、無関係な人々がとぼつたりを受けていることへの怒りが今回のデモの原動力となっているのである。そして、この怒りの背後には、ここ数十年の間に進行した所得格差の拡大という事態が存在する。最近公表されたアメリカ議会予算局(CBO)の報告書によると、景気後退直前の1979年と2007年の実質家計所得(税・移転による修正後)

図 アメリカ実質家計所得(税・移転による修正後)のシェア比較(1979年と2007年)



(出所) CBO

を比較してみると、上位1%の最富裕層所得は275%増加し、全世帯所得に占めるシェアは8%から17%に倍増している。上位2割（上位1%を除く）の富裕層所得も65%増え、シェアは35%から36%へと1%増加した。これに対して、下位8割の中低所得層の所得増加は平均（62%増）以下であったため、シェアは57%から47%に低下している。とくに、下位2割の低所得層の所得増は18%にとどまり、シェアは7%から5%へと3割近くも低下している（図）³。

このように、上位2割とりわけ上位1%の最富裕層への富の集中が顕著であり、下位8割とりわけ下位2割の低所得層の分け前縮小が明らかである。そこで問題となるのが、「この所得格差拡大はフェアであるかどうか」である。機会の平等を前提として公正な競争が行われた結果、努力した者が報われ怠けた者が損をするということであれば問題はないというのが新自由主義者の考え方だからである。では、現実に起こった格差拡大の要因は何か。CBOの報告書を参考にして考察してみると次のような諸要因が浮かび上がる。
 ①賃金上昇率の低下、②株価高騰によるキャピタル・ゲインの増加、③経営者報酬の爆発的拡大、
 ④金融部門の肥大化、⑤（所得税の累進度引き下げを含む）税と社会保障による所得再分配機能の低下。

こうした諸要因の背後では次のような事態が進行していた。（1）「金融の証券化」に伴いコーポレート・ガバナンス（企業統治）構造が変化し、会社は株主のものであるという考え方が常識となっていった。企業経営者は機関投資家（ミューチュアル・ファンド、年金基金）からの圧力を受けて「高株価経営」を志向するようになり、賃金を抑制し雇用を削減して労働分配率を引き下げ、短期的収益改善に躍起となっていました。その結果が「雇用増なき景気回復」であった。（2）「高株価経営」の結果産み出された株価高騰の果実の分配には、勝ち組と負け組がいた。勝ち組は、ストック・オプションを通じて取得した自社株をバブル絶頂期に売却した企業経営者、新規上場して保有株を売却した企業家、そして巨額の手数料収入を稼いだ金融仲介機関である。負け組は多額の手数料を支払った一般の投資家である。委託手数料が自由化で下がったのに、なぜ手数料の支払いが膨張するのか。その理由は、取引高が呆れるほど膨れ上がったからである⁴。（3）レーガン政権以降に実施された所得税の累進度大幅引き下げにより、税と社会保障を通じた所得再分配機能が低下した。

このような所得格差拡大の背景を見てくると、格差拡大が公正な競争の結果であるとは言い難い。規

制緩和を追い風にして一般投資家から巨額の富を吸収し、サブプライム金融危機の元凶となった巨大金融機関に人々の怒りの矛先が向くのは当然のことである。公的資金注入によって救済された巨大金融機関は、ロビー活動に多額に資金を投入して金融規制の骨抜きに躍起となっている。共和党だけでなく民主党もウォール街からの政治献金に依存しているため、規制が骨抜きになる可能性がある。実際、金融の規制緩和を推進してきたのは共和党政権だけではなくクリントン政権でもあった。したがって、「ウォール街占拠」デモの参加者は、ワシントンの二大政党政治に失望しているといえる。デモのプラカードには「オバマ政権を監視せよ」という言葉が見られた。「銀行規制と格差縮小のための制度改革」に向けてオバマ政権に圧力をかけようというのである。

「規制緩和し救済する」金融システムの行き詰まり

こうした市民運動の高まりは、アメリカの「規制緩和し救済する」金融システムひいてはアメリカ型金融資本主義の機能不全を象徴する事態である。そこで、この問題を歴史的に振り返ってみよう。

(1) 大恐慌直後にアメリカでは一連の金融制度改革が実施された。その内実は「規制し救済する」金融制度の確立であった。投機的な信用拡張を「規制」し、「救済」機構の確立により金融恐慌の発生を未然に防ぐ仕組みが形成されたのである。具体的には、①商業銀行業務と投資銀行業務が分離され、金利規制が実施された。②連邦準備局が連邦準備制度理事会に改組され、中央銀行の最後の貸し手機能が強化された。③銀行恐慌の波及と拡大を防ぐために連邦預金保険公社 (FDIC) が設立された。この金融のセーフティネット創設に加えて、第2次大戦後には連邦財政の規模拡大と景気安定化機能強化によりもう1つのセーフティネットが加わった。金融危機は、金融のセーフティネットと「大きな政府」の需要創出効果に支えられて、恐慌に発展することはなく

なったのである。

(2) だが、このセーフティネットの2本柱は、1960年代後半以降に変質し弱体化していく。インフレにより金利を規制されている銀行の資金調達が困難となり、銀行の金融仲介機能が機能不全に陥るようになったからである。インフレと金利規制の矛盾が浮き彫りとなったといえる。こうした事態を開拓する試みとして金融革新が進展し、利子が付けられない要求払い預金に代わる新しい金融商品（利子付き決済手段）が登場する。この金融革新を追認する形で「規制緩和」が実施されていく。「規制し救済する」金融システムは「規制緩和し救済する」金融システムへ変質していった。それと同時に、「大きな政府」の総需要管理政策の効果にも疑問符が付き始める。1970年代後半に問題となるstagflationの発生がそれである。

(3) 「規制緩和し救済する」金融システムへの変質とは何を意味するのか。投機の事前規制と緊急時の救済を組み合わせた制度から、投機を許容し緊急時の救済は拡充する制度への転換が行われたことを意味する。投機に走っても失敗したときに救ってもらえるとなれば、当然、投機的な融資が拡大することになる。これが「モラルハザード」の問題である。預金金融機関はリスクの大きい金融資産への投資を拡大したのである。S&L（貯蓄貸付組合）はハイリスクハイリターンのジャンクボンド投資と商業不動産抵当貸付を拡大し、商業銀行も商業不動産抵当貸付を拡大した。その結果が、1980年代末に発生した金融危機であった。1980年には4300あったS&Lの数は1997年までに半減し、FSLIC（連邦貯蓄貸付保険公社）は基金枯渇により破産状態に陥った。商業銀行の破産も増加し、FDICの基金準備も低下していった。

(4) このように、「規制緩和し救済する」金融システムが「モラルハザード」を生み出すことが明らかになると制度の見直しが検討され、1991年法で「早期是正措置」の導入が実施された。銀行に自己資本比率の充実を要請し、不十分な場合には活動制限や閉

鎖の措置を取るという内容であった。①この制度改革は「金融の証券化」を一気に加速することになった。不良債権の増加により経営危機に直面していた銀行部門は「早期是正措置」の導入を受けて、自己資本比率を高めるためにリスクウェイトの高い貸出債権を削減し、外国債、社債、住宅モーゲージ（不動産抵当証書）への投資を拡大した。家計部門の金融資産構成も預金のシェア低下が著しく、株式、ミューチュアル・ファンド（証券投資信託の一種）、年金基金のシェア増加が顕著であった。

(5) 1999年法によって商業銀行業務と投資銀行業務の垣根が撤廃されたことが「金融の証券化」の進行を加速し、サブプライム金融危機の源泉となつた。大手金融機関はノンバンクから住宅ローン債権を買い取り、買い取った債権を裏付けにして自らが運営するSPV（特別目的事業体）を通じてRMBS（住宅ローン担保証券）を発行し販売する。信用力が劣るRMBSはCDO（債務担保証券）マネージャーによって購入され、CDOに再加工される。こうして組成されたCDOは、格付けが高い割に利回りが高いので、銀行が運営するSIV（特別目的事業体）、ヘッジ・ファンド、その他の機関投資家によって購入された。

従来の住宅ローンの場合には、貸し付けを行う者と債権を保有してリスクを負う者は同一の金融機関（銀行やS&L）であった。借り手の返済能力や保有資産をきちんと査定しないと、後で不良債権の累積に苦しむことになる。これが貸し付けの節度を保つ要因となっていた。これに対して「金融の証券化」モデルでは、証券化商品の組成を行う大手金融機関はリスクを投資家に移転できると考えたので、手数料収入を増やすためには「節度の遵守」よりも組成する量の拡大を志向した。投資家であるSIVやヘッジ・ファンドのマネージャーは「短期業績主義」による報酬の増加を求めて証券化商品を大量に購入した。「金融の証券化」が「モラルハザード」を生み出していたといえる。

「茶会運動」VS「反ウォール街」運動

今回のサブプライム金融危機は「規制緩和し救済する」金融システムと「金融の証券化」が生み出した「モラルハザード」に起因する。危機の結果は「救済の拡充」であった。中央銀行の「最後の貸し手機能」は質的にも量的にも肥大化している。連邦準備の総資産は2007年10月末には8600億ドルであったが、4年後の2011年10月末には2兆8300億ドルに急増している。総資産の内訳も、国債保有の割合が低下し、MBS（不動産担保証券）保有の割合が増加している。これは保有資産の質低下を意味する。景気後退と公的資金投入を含む景気対策の影響で、連邦財政赤字も1600億ドル（2007財政年度、対GDP比1.2%）から1.4兆ドル（2009財政年度、対GDP比10.1%）へと急増した。

この事態は、「規制緩和し救済する」金融システムの行き詰まり、金融恐慌を予防するセーフティネットの2本柱の機能不全を意味する。規制緩和→金融投機誘発→金融危機の拡大→救済機構の肥大化→「モラルハザード」による金融投機の誘発、という悪循環が生まれている。金融危機の拡大→財政赤字の拡大→国債格付け低下、という悪循環発生の可能性も生じ始めている。こうした危機的状況に対する反応として、「小さな政府」を志向する「茶会運動」が巻き起こり、共和党内部での影響力を増しつつある。だが、この運動には限界がある。「小さな政府」を志向するということは「規制も救済もしない」大恐慌以前の状態に戻るということを意味するが、それでは金融恐慌の激化を防ぐことはできないからである。

これに対して、「反ウォール街」運動は可能性を秘めている。ウォール街を規制し格差是正のために税制改革を実施すること（「規制し救済する」システムの再構築）は有効な制度改革だからである。昨年議会を通過した金融制度改革法（ドッド・フランク法）に含まれるボルカー・ルール（銀行の自己勘定取引の制限、ヘッジ・ファンドなどへの出資制限）の実施は重要な改革の

第一歩である。この規制の骨抜きを図るウォール街のロビー活動に対抗してオバマ政権に圧力をかけるという意味で、この市民運動の役割は重要である。

こうした非暴力による市民運動の拡大がささやかな成果を上げる場合もある。大手銀行バンク・オブ・アメリカ（バンカメ）は11月初めに、銀行カードで買い物ができるデビットカードの利用者から月5ドルの手数料を取る計画を断念した。「バンカメから預金を引き出し、手数料のかからない銀行や信用組合に移そう」と、預金者や消費者団体が呼びかけてバンカメに圧力をかけたからである。

かつてアメリカの公民権運動は人種差別撤廃、福祉国家創設に貢献した。今回の「反ウォール街」運動は「格差社会」是正に貢献できるであろうか。今

後の動きを見守りたい。■

《注》

- 1 貧困者の定義は、家族4人で年収2万2,314ドル（172万円）以下、単身で1万1,139ドル（86万円）以下である。（1ドル=77円で換算）US Census Bureau, Poverty Threshold for 2010.
- 2 US Census Bureau, Poverty: 2009 and 2010, *American Community Survey Briefs*, October 2011, US Census Bureau, Income, Poverty, and Health Insurance Coverage in the United States: 2010, September 2011.
- 3 US Congressional Budget Office, Trends in the Distribution of Household Income Between 1979 and 2007, October 2011.
- 4 ジョン・C・ボーグル著、端穂のりこ訳『米国はどこで道を誤ったか』東洋経済新報社、2008年。



イギリスにおける 新自由主義的財政政策の失敗

岡本 英男

東京経済大学経済学部教授

暴動と大ストライキの社会経済的背景

2010年5月に保守党と自由民主党の連合政権が生まれてから、近年イギリスではほとんど経験しなかったようなさまざまな出来事が生じている。2010年には大学生による大規模なデモや大学占拠があり、2011年の夏には大規模な暴動が発生した。秋になると、「ロンドン証券取引所を占拠せよ（Occupy London Stock Exchange）」の抗議運動が、セントポール寺院の広場を今日にいたるまで（12月上旬）占拠し続けている。また、ほぼ同時期に、1930年代の飢餓行進を思い起こさせるような「2011年ジャロー行進（Jarrow's 2011 March）」があり、11月末には大規模な公務員ストがあった。

セントポール寺院前の広場を占拠する反資本主義運動も2011年ジャロー行進も、若者の深刻な失業

とすさまじい経済格差の現実を背景にして生じております、また運動論的にも非常に興味深いものであるが、ここでは約30年ぶりの出来事といわれる暴動と公務員ストに焦点を当ててみたい。

8月6日のロンドン北部のトッテナムでの暴動を皮切りに、イギリス全土の何千という若者が5日間にわたって、街頭に出て、店舗の窓を壊し、店の品物を盗み、警察と対峙した。この暴動のなかで、5人が死亡し、4000人以上が逮捕された。これはイングランドで過去30年間における最も深刻な暴動であり、この暴動の背景に何があったのかについて色々な推測がなされた。暴動直後の政府の見解は、その理由は何であろうとも、政治、貧困、疎外、または絶望から発したものでは決してないというものであった。

しかし、その後調査が進むにつれて、このような政府の見解は誤っていることが明らかになった。まず、若い暴動者の多くが最貧困地域出身者であることが法務省の調査によってわかった。さらに、ガーディアン紙とロンドン・スクール・エコノミクス（LSE）の3ヵ月に及ぶ大規模な共同調査研究のなかで、日ごろの警察に対する不信と反感が彼らを暴動に驅り立てた中心的な力であること、参加者の多くが政治的不満を持っており、その不満の核心にあったのは経済的不公平感とともに広範な社会的不公平感であることも判明した（*The Guardian*, 5 December ~ 11 December 2011 を参照）。その調査のなかで最も印象的な事実は、あまりにも多くの若者が生まれて以

おかもと ひでお

1951年生。東北大学大学院経済学研究科博士後期課程単位取得退学。経済学博士（東京大学）。専門分野は、財政学、福祉国家論。東北大学経済学部助手、東北学院大学経済学部講師、助教授、教授を経て1997年より現職。著書に、『福祉国家の可能性』（東京大学出版会、2007年）、『現代の比較福祉国家論』（共著、ミネルヴァ書房、2010年）、『福祉レジームの収斂と分岐』（共著、ミネルヴァ書房、2011年）など。

来ほとんどずっとまともなキャリアの機会などないといわれてきたがゆえに、失うものはなにも何もないと感じていることであった。若者の失業率がますます高くなっているイギリスは、このような若者を日々多数生みだしているといつても過言ではない。

11月30日に行われた公務員ストは、参加組合員が200万人にも達し、1979年の「不満の冬」以来30数年ぶりの大ストライキであった。争点は政府が計画している公務員の年金支給開始年齢の引上げと本人負担の掛け金の増額をめぐるものであったが、これだけ大規模なストに発展した背後には、公務員に対する給与凍結、人員削減計画など、政府の厳しい緊縮政策があった。

このストライキを際立たせたものは、その規模のみならず、その幅の広さであった。女性の参加が多かつたことも特徴の一つであった。政府と保守系メディアによる「民間と比べて非常に恵まれた公務員年金」、「無責任の極み」といった攻撃にもかかわらず、比較的多くの国民の支持を集めたのも今回のストの特徴であった (BBC, 2011を参照)。なぜこれほどの支持が得られたのかという問い合わせに対して、「公的および商業サービス労組」の書記長であるマーク・サーワオツカは「危機をもたらした責任を何らもたない人々が、危機のために支払いを強いられていることに人々がますます気づくようになり」、そして「正義に反しているという感覚、そして政府は仲間の大金持ちに肩入れをしているという認識が徐々に広まりつつある」(Serwotka 2011) からだと答えている。たしかに、公務員等の実質的所得は相当切下げられる一方で、実際に混乱を引き起こした金融セクターや大企業のセクターにいる人々の膨れ上がった所得は今なお膨張を続けているのである。

1980年代以降、先進資本主義諸国および新興諸国を問わず、各国において国民間の所得の格差はますます大きくなっている。それは、2011年11月に公刊されたOECDの『分裂した状態：なぜ格差は拡大し続けるのか (Divided We Stand: Why Inequality Keeps Rising)』と題された報告書によって

明瞭に確認できる。このような世界的潮流のなかでも、過去30年におけるイギリスの所得格差の拡大には著しいものがある。この報告書は、先進諸国におけるトップ1%の層の所得上昇と貧困な人々の受け取る所得のシェアの低下について警告しているが、その警告が最もよく当てはまる国はアメリカとイギリスであった。

しかし、金融サービス部門の重役をはじめとした高額所得者と一般労働者の所得格差の拡大も、2001年から2007年までの一般労働者の所得が順調に伸びている間はそれほど大きな政治問題とはならなかった。バブルの崩壊によって「債務の山の上に築かれた成長」の限界が明らかになると、成長率は大きくマイナスになり、やや遅れて失業率も悪化し、2009年には7.6%、そして2010年には7.9%にも達した。

失業率は保守・自民連合政権下でさらに悪化した。労働党政権下で景気の転換の様子を見せていた経済も再び停止することになった。2011年第3四半期における失業者数は、1994年のジョン・メイジャー政権以来最高の262万人に達した。失業率も1996年以来最高の8.3%に達した。このなかで、失業拡大で最も被害を受けたのは16歳から24歳までの若者で、彼らの失業総数は100万人を突破し、その失業率は21.9%になってしまった。

政府側、とくにオズボーン財務相とグレイリング雇用相は成長の停止と失業率の拡大をユーロ危機の責任にしたが、事実はそうではなかった。ユーロ危機が深刻化する以前からイギリス経済は停滞の様子を示していた。しかも、それは保守・自民連合政権の経済政策と深い関連があった。

新自由主義的財政政策とその失敗

1979年のサッチャー政権の成立以来、イギリスは世界で先頭を切って新自由主義的政策を採用してきた国である。1997年以降のニュー・レイバーによる「第3の道」路線を新自由主義的政策と位置付けるかどうかは議論が分かれるところであるが、2010年

5月に誕生した保守・自由民主の連合政権は明らかに新自由主義的色彩を濃厚に帯びた政権である。

新自由主義の主張は「自由な所有的個人主義」にその立脚基盤を置き、国家を国民の自由を抑圧するものとして見なす。とくに、福祉国家は自由の最大の敵である。新自由主義の考えによれば、福祉国家は経済への介入、富の再分配、ライフチャンスの普遍化、失業に対する攻撃、社会的弱者の保護、社会的不正義の是正をその任務としているが、これこそが誤りの根源である。というのは、その善をなそうとする姿勢が、そしてユートピア的なセンチメンタリティが国民の道徳的性格を弱め、個人の責任と貧困者の勤労の義務を侵食するからである。

この新自由主義の特徴に照らし合わせて考えると、保守・自民の連合政権は広範な分野で相当にラジカルな新自由主義的改革を目指そうとしている政権であると主張しうる。第1に、国家と公的サービスに結びついた、または依存しているすべての層を意識的に狙い撃ちしている。公的セクターの大規模な人員削減、賃金凍結、インフレ率以下の賃上げ率、年金改革、退職年齢の引上げがその典型的な政策である。さらに、早期幼児教育プログラムや教育維持手当の縮小・廃止に見られるように、低所得層と社会的弱者に対する保護やサービスも大胆に削減しようとしている。第2に、大規模なNHS(国民保健サービス)の再編に典型的に見られるような民営化の推進。第3に、新自由主義的地方分権政策の積極的推進。コミュニティ及び地方政府担当相であるエリック・ピクルスは地方カウンシルを中央政府からの補助金から永続的に切り離す努力を続けている。その結果、公営住宅の建設は滞り、住宅手当は削減され、カウンシル住宅の家賃は都市部において商業水準まで上昇させてもいいことになった(以上については、Hall, 2011を参照)。

このような大胆な新自由主義的政策を実行するうえで連合政権に正当性を与えたのは、2008年金融危機によって膨れ上がった財政赤字であった。連合政権は「前の政府が残した混乱」を整理するために、

すなわち国民のために財政再建を達成する手段として、大胆な経費削減を伴うラジカルな構造改革を実行するのだと繰り返した。また、「債券市場と国際的評価機関を満足させるためには、深くて迅速な削減が不可欠である」という信念を抱いていた。したがって、彼らの新自由主義的な政治と政策が国民の間で幅広い支持を獲得するかどうかは、何よりも新政権による財政政策を中心とした経済政策が成功するかどうかにかかっていた。

総選挙直後、保守党と自由民主党は連合協定を結び、「イギリスの直面する最も緊急の問題」として「財政赤字の削減と経済回復の保証を継続すること」を確認した(Conservative Party/ Liberal Democrat Party, 2010)。それからほぼ40日後に財政赤字に取り組み、かつ経済に自信を与えるための緊急予算が導入された。予算の骨格を貫くオズボーンの基本的考え方は「国は過剰に支出した。国は課税不足ではなかった」というものである。要するに、小さな政府こそが望ましいという新自由主義的信念であった。

この信念に基づいて、財政再建の77%は歳出の削減によって、そして23%は増税によって達成されることになった。2014–2015年までに、NHSと国際開発の予算を例外として、各省庁の一般歳出は4年間で実質額で平均25%が削減されることになった。また、福祉プログラムは110億ポンド削減されることになった。租税政策については、持続的な、雇用創出的な回復を促進するために、法人税は4年間に毎年1%ずつ削減されることによって24%まで引き下げるようになった。とくに、中小企業に対しては21%に税率が引き下げられることになった。これらの減税の大部分は、付加価値税(VAT)を17.5%から20%に引き上げることによって補填されることになった。消費に対する増税によって企業に対する減税を貶おうとしたのである。これらによって、純借入は2010–11年におけるGDPの10.1%にあたる1490億ポンドから2013–14年における600億ポンドへと、そして2015–16年における200億ポンド、すなわちGDP

の1.1%へと低下する、とされた（Osborne, 2010）。

この連合政権の予算計画によれば、国家がGDPの約6.3%も縮小するにもかかわらず、イギリス経済は2014－15年までに年率2.7%で成長することが想定されていた。これはあまりにも楽観主義的な予測であった。また、この予算計画がもたらす分配面での影響についていと、所得の低い家庭にとって厳しいものであった（Crawford, 2010）。しかし、オズボーンとキャメロンを代表とする保守党と自由民主党の連合政権は2010年5月に政権についたとき、みずから的新自由主義的信念に基づいて、大きな経済的賭けに出た。すなわち、公的支出を大胆かつ早急に削減したとしても、その結果として経済が非常なダメージを受けることはない、という賭けに出たのであった。果たして、この賭けは成功したであろうか。

政権の発足後、1年半が経過すると、誰の目にとつてもこの賭けは失敗であったことが明らかになってきた。労働党政権下では、イギリスは経済不況の縁から生還し、活気には欠けるものの一応の回復を享受していた。しかし、新政権の誕生とともに、企業と消費者のコンフィデンスがともに低下し、経済成長の伸びが止まった。2011年5月以降には失業が急上昇するようになり、11月には失業率は8.3%もの高さになった。

2011年11月29日にオズボーンが秋季財政声明を行った日に、予算責任局の『経済および財政概況』が発表された。その報告書のなかで、予算責任局は8ヵ月前の2011年3月の経済成長予測を大きく下方に修正し、2011年の成長率を1.7%から0.9%へと、そして2012年の成長率を2.5%から0.7%へと変更した（Office for Budget Responsibility, 2011）。ほぼ同様にイングランド銀行通貨政策委員会も2012年の成長予測をわずか3ヵ月の間に2.0%から0.8%へと大幅に引き下げた。OECDとEU委員会のイギリスの経済成長に関する秋季予測はもっと悲観的なものであった。

なぜ、イギリスは大きく経済成長率を下げたのであるか。オズボーンは、先述のようにその理由をユーロ圏の経済的困難のせいにしたが、イギリスの成長

率の低下は1年前から始まっており、それは的を射た回答とはいえない。むしろ、党派的利害から、そのような事実はまったくなかったにもかかわらず、イギリスは破産直前であるという中傷を総選挙時に保守党が繰り返した。さらに政権奪取後もイギリス経済の困難さはギリシャ、イタリア、スペイン、ポルトガルといった国々と匹敵するという自国経済に対する中傷を繰り返したことが、企業のアニマル・スピリッツと消費者のコンフィデンスを喪失させ、イギリス経済を取り返しがつかないほどの停滞の悪循環に陥れたといったほうが正解に近い（Blanchflower, 2011を参照）。

しかし停滞の最大の理由は、イギリス経済が2008年と2009年に経験した産出高の低下の半分以下しかまだ回復していない時期に、新自由主義イデオロギーに基づいてあまりにも強い引締め政策をとったことにあった。赤字削減政策はそれ自体で成長につながるものではない。また、赤字を削減することにもならない。支出の削減と増税によって赤字を削減しようすることは、不況下にある経済がより多くの支出を必要としているときに、経済から購買力を取り上げることを意味するからである。実際、予算責任局はその成長予測の大幅低下とともに、2011－12会計年度の公的部門の純借入額を7.9%から8.4%へと、そしてそれ以降の純借入額の予測をさらに大幅に増やしている（Office for Budget Responsibility, 2011）。

オズボーンもその事実を一部認めて、秋季財政声明のなかで、住宅建設の支援、エネルギー集約産業に対する支援、鉄道運賃の値上げ制限、2012年1月に導入を予定していた3%の燃料課税の延期、その他道路建設と鉄道の現代化のためのインフラ支出を約束した。しかし、提案の声明とそれが経済に及ぼす影響までのタイムラグを考えれば、あまりにも小規模で遅すぎる提案である。しかも、これらの財源が勤労所得控除の一部凍結や低所得者に対する児童税額控除の縮小によって賄われることが判明したため、その予算の逆進的性格と子供の貧困に対する無関心ぶりがいつそう非難されるようになった（代表的な批判としてO’ Hara ,2011がある）。

われわれはイギリスの経験から何を学ぶべきか

以上のようなイギリスの経験から、われわれは何を学ぶべきであろうか。学ぶべき点は多くあるが、次の3点をあげておきたい。

第1に、不況下で財政赤字削減を第1におく政策は、GDPの成長と税収を削減することによって、財政再建にとってすら反生産的であるということである。不況下では失業の削減を最優先せよ、そうすれば、予算についての心配は自然に解決されるものだ、というケインズの説、すなわち赤字削減プランは成長にかかっているという説が現在においてもやはり正しいのである。成長政策をとるばあいも、「量的緩和」に代表される金融政策だけでは不十分である。とくに、現在のイギリスのように企業や家計が過剰な債務を抱えているばあい、どんな低い利子率でも借入をしたいとは思わないからである。数年におよぶ停滞から経済を救出するには、財政による投資と成長の戦略が必要である¹。

第2に、若者の長期の失業を放置したり、経済危機の負担が公平に分配されていないという認識が市民の間に広まると、大規模なストライキや暴動のような社会不穏が生じやすいということである。ILOが2011年10月に出した報告書のなかで、グローバル経済における成長の鈍化によって引き起こされた雇用の危機によって、先進諸国と途上国の両方で広範な社会不穏の波を招きつつあると警告した(International Institute for Labour Studies, 2011の第1章を参照)。この警告は新自由主義的政策をとったイギリスのみならず、財政緊縮でもって経済危機を乗り越えようとしているユーロ圏諸国にも当てはまる。

最後の点は、今こそ野放図なグローバリゼーションではなく、各國福祉国家と共存可能な抑制されたグローバリゼーションの道、すなわち国家がグローバリゼーションを管理しうるような道を探る絶好の機会であるということである。イギリスにおけるニュー・レイバーによる「第3の道」が経済活動の多くを民間部

門に委ねることによって、とくに金融機関に対する甘い規制によって巨大なバブルを招いたことを教訓として、国家と市場の関係を再度見直す必要がある。ここでその具体的処方を提案することはできないが、ブレトンウッズ体制下での福祉国家の在り方、国際経済の組織のされ方が一つの手本となりうると筆者は考えている。■

付記：本研究は、東京経済大学2009年度個人研究助成費A(研究課題番号09-04)による研究成果の一部である。

《注》

- 1 なお、筆者は成長至上主義者ではない。しかし、当面の不況脱出と雇用創出のためには成長戦略が必要であると考えている。長期的には、成長なしに社会が繁栄するシステムに向けたパラダイム・チェンジを用意すべきである。このチェンジについては、Jackson (2009) が参考になる。

《参考文献》

- BBC (2011), "Strike: BBC Poll Suggests Strong Support," *BBC News*, 28 November 2011.
- Blanchflower, David (2011), "The Destruction of Animal Spirits," *New Statesman*, 5 December 2011.
- Conservative Party/ Liberal Democrat Party (2010), *Conservative Liberal Democrat Coalition Negotiation Agreements Reached*, 11 May, London.
- Crawford, Rowena (2010), *Where Did the Axe Fall?*, London, Institute for Fiscal Studies
- Hall, Stuart (2011), "The Neoliberal Revolution: Thatcher, Blair, Cameron- The Long March of Neoliberalism Continues," *Soundings: A Journal of Politics and Culture*, No. 48, Summer 2011.
- International Institute for Labour Studies (2011), *World of Work Report 2011: Making Markets Work for Jobs*, ILO.
- Jackson, Tim (2009), *Prosperity without Growth: Economics for a Finite Planet*, Earthscan.
- OECD (2011), *Devided We Stand: Why Inequality Keeps Rising*, Paris.
- O'Hara, Mary (2011), "What George Osborne Is Cutting Is Hope," *The Guardian*, 2 December 2011.
- Osborne, George (2010), *Budget Statement*, 22 June.
- Office for Budget Responsibility (2011), *Economic and Fiscal Outlook*, November 2011, Cm 8218.
- Serwotka, Mark (2011), "Paying for A Crisis We Didn't Create," *New Statesman*, 5 December 2011.

中国における新自由主義的労働政策の現状と課題

石井 知章

明治大学商学部教授

はじめに

この30年間にわたって国家の開発戦略として採用されてきた「改革・開放」政策の下、中国では「社会主義市場経済」という名の新自由主義的な経済システムが拡大していった。このことが二桁成長という高度な経済発展を実現する一方、とりわけ都市と農村との間の貧富の格差を急激に拡げていったことはいうまでもない。グローバリゼーションが急速に進展した1990年代の後半以降、こうした社会的不公平の発生原因とその是正のための方策をめぐり、その問題の根源を市場経済化の不徹底と見る「新自由主義派」と、市場経済化を資本主義化そのものととらえるいわゆる「新左派」とが対立してきた。

両派の対立は主に、(1)「新自由主義派」が「効

率性」を重視するのに対し、「新左派」は「公平さ」を重んじ、(2)「新自由主義派」が公平性の基準として「機会の平等」を、「新左派」が「結果の平等」を取り上げ、(3)「新自由主義派」が不公平社会を生み出した原因を市場経済化の不徹底と政府の市場への不適切な介入であるとしつつ、私有財産制の確立と市場主義原理に基づいた所得の分配の必要性を主張するのに対し、「新左派」は私有財産と市場経済化自体を問題視し、公有制の維持を提唱し、(4)「新自由主義派」がグローバリゼーションを基本的に肯定するのに対し、「新左派」は反対の立場をとるというものであり、二つの陣営ではこれら4つを主な基軸として、多くの論争が繰り広げられてきた。

だが、前者が基本的に大勢=体制派を占めつつも、とりわけ2008年の経済危機以降、農村では農地を失い、はるばるやってきた都市では不安定な職さえ失うといった農民工や、先進国並みに拡大する非正規雇用、そしてワーキングプアといった社会的現実の展開ともあいまって、既述のような旧社会主義的原理の復活を唱える「新左派」の論理でさえ、市場経済至上主義に対する有効な対抗手段とはなれずにいる。

ここでは、現代中国の労働社会において拡大傾向にある非正規労働の現状と、新たに惹起しつつある「非正規」労働運動が、今後の労働政策に与える政治的意味合いについて考察する。

いしい ともあき

1960年生。早稲田大学大学院政治学研究科博士課程修了。政治学博士。共同通信社記者、ILO（国際労働機関）職員を経て、現在、明治大学商学部教授。高麗大学、スタンフォード大学、南京大学客員研究員（2007-2009年）。

著書（ともに単著）に、『中国社会主義国家と労働組合—中国型協商体制の形成過程』（御茶の水書房、2007年）、『K・A・ウィットフォーゲルの東洋的社会論』（社会評論社、2008年）、『現代中国政治と労働社会—労働者集団と民主化のゆくえ』（御茶の水書房、2010年、2010年日本労働ペンクラブ賞受賞）など。

グローバリゼーションの浸透と 非正規労働の拡大

グローバリゼーションと市場経済の発展が進むにつれ、中国の雇用形態にも大きな変化が生じた。産業構造の調整による雇用情勢が厳しさを増すなかで、ILOのいう「柔軟な」雇用が中国においても広範な安定雇用を補う手段として急速な発展を見せており、雇用吸収のための重要な施策となっている。だが、こうした労働市場の「効率性」を重んじる労働政策は、恐らく「新左派」の目には、合理的な雇用の「創出」というよりは、むしろ安定雇用の「破壊」そのものと映るのであろう。いずれにせよ、中国での「柔軟な」雇用形態は、(1)非正規雇用、(2)臨時雇用、(3)派遣労働という、大まかに3つのタイプに分けられているが、その中でも非正規雇用は、中国においても「柔軟な」雇用の主要な形態となっていることだけはたしかである。

中国の非正規労働は、主に時間給労働の形態として現れており、この20年余りで急速に成長してきた。とくにファーストフードなどの外食産業、スーパー・マーケット、コミュニティ・サービスなどの分野で採用されるパートタイム労働者は、ますます増加傾向にある。関連政府部門の調査では、中国の主な都市では、2005年までに約6000万－7000万人が各種の「柔軟な」雇用形態で働いており、そのうち3分の2が非正規労働に従事していた。全国レベルでは、非正規労働者は2006年までに1億3千万人に達し、労働者総数の40%、GDP比でも約35%を占めるまでに拡大していった。中国社会において非正規労働に従事する労働者のほとんどが都市の農民工、下崗(レイオフ)労働者、失業者、企業の余剰人員といった労働者集団であり、彼らは技能の單一性、高年齢及び若年層、法律知識及び法意識の希薄さ、被就業能力(employability)の低さなどによって、労働者としての分類の中でもとりわけ弱い社会集団となっている。

中国における雇用の非正規化は、すでに1990年代の後半から、上海などの主要都市で顕著になりつ

つあった。上海市では、ILOによる非正規雇用の概念を適用しつつ、中国における非正規労働の最初の中国化が試みられていた。政府や社会各方面の協力の下、都市部における下崗(レイオフ)労働者、失業者、農民工らが、「非正規労働組織」という社会団体へと組織されつつ、一定の労務提供を通して、収入と社会保障を確保していったのである。

この組織は、主に都市部末端の行政単位であるコミュニティ(社区)の住民に対して各種のサービスを、企業に対しては臨時の労務をそれぞれ提供し、環境保護など公共性の高い業務・労務へ参加し、さらにコミュニティにおける家庭内手工業発展のための各種業務を請け負ってきた。これは本来、政府が行うべき下崗労働者、失業者らに対する職業紹介事業と、コミュニティでの公的サービスの提供とが、これらの労働組織への業務委託によって、政府による雇用創出事業のアウトソーシングとして実施された非正規雇用の一形態である。それは政府の「介入」を通して、リベラルな社会政策の採用の結果生じてくる非正規労働を、けっして直接労働市場に晒すことなく、政府の公共政策を雇用政策と結び付けながら実施された、いわば「制度化された」枠組み内部での「非正規」労働であるといえる。

もともと非正規労働とは、インフォーマル・セクターの雇用形態としてILOを中心に国際的に通称されていたが、2004年のILO総会で非正規雇用が議題として取り上げられたことが、中国における制度化・規範化のきっかけとなった。この頃までに、中国における非正規労働は、(1)政府機関、大中型企業、事業所における臨時工(パートタイム)、非全日制労務工などの正規部門における非正規雇用、(2)都市部コミュニティでのサービス業、都市部の公益業務、加工製造業における小型及びマイクロ企業としての家庭内サービス業、商業サービス業の小型企業、個人経営などに代表される非正規労働部門での雇用、及び(3)社会的仲介機構の従業員、高技術・文化領域での自由業者の非正規雇用として、ほぼ制度化されていった。

だが、こうした社会的弱者としての非正規労働者は、使用者と労使関係を結ぶ際に、往々にして話し合いの方法を知らなかつたり、それをやろうとすらしないことが一般的である。一方、使用者側も、非正規労働者に対しては労働報酬条項の内容ばかりを重視し、非正規労働契約のその他内容を軽視しているために、将来の労使紛争発生の大きな危険性を孕んでいる。

ワーキングプアの拡大 —都市における非正規労働の若年化と高学歴化

こうしたいわば「制度化された」非正規労働者よりも、「新自由主義」的労働政策の採用によって直接的影響を被っているのは、若年労働者、とりわけ若き高学歴の労働者である。中国における非正規、パートタイム雇用の分野では、「蟻族」と呼ばれる大卒のワーキングプアが急速に増え、北京をはじめ、上海、武漢、広州、西安などの大都市の郊外に集まって、数万から10万人という規模で居住するという社会現象が起きている。

この「蟻族」とは、若い研究者、廉思が出版した『蟻族—高学歴ワーキングプアの群れ』(勉誠出版、2010年)で初めて使われた言葉である。これらの若者は、大学を卒業したばかりのいわゆる「80後」(1980年代生まれ)世代の人々であり、収入はきわめて少なく、まるで蟻のように集団で生活していることから、そのように名づけられた。

「蟻族」の年齢は、ほぼ22～29歳で、大部分が大学を卒業して3年以内である。彼らはみな家賃が安く、居住面積が狭く、かつ衛生条件の悪い賃貸住宅に居住している。彼らは大学教育を受けたものの、臨時的な仕事にしか就いていないか、失業あるいは半失業の状態にある。平均月収は2000元(約2万5000円)未満で、大中都市の都市部と農村部の結合部分にある「都市の中の村」に集まって暮らしている。

廉思によれば、「この集団の成員は皆高等教育を受け、これによって集団の境界線を自ら設定して、農

民工を受け入れず、農業に従事する青年は、この集団の範囲内には属さない」ところにその大きな特徴がある。「蟻族」の多くが従事する業種・職種とは、簡単な技術関連の作業、電子器材の販売、広告マーケティング、飲食サービス、無免許経営の食堂、ヘアーサロン、小規模作業所、診療所、ネットカフェ、娯楽施設など、いずれも代表的な不安定雇用とされる非正規労働分野の業種・職種ばかりである。

こうした若者が大量に生まれた背景には、今世紀に入って私立大学が急増し、大卒者が増大したことと、2008年以降の世界同時不況による経済的・社会的影響がある。中国社会科学院の統計によると、2009年大学の卒業生数は、2008年の599万からさらに約50万人増加して、650万人に達している。他方、今日の厳しい雇用情勢は、学歴に見合った雇用はほとんど増えていない。それにもかかわらず、なぜ「蟻族」が地方の故郷に戻らないのかといえば、仮に不安定な低収入であっても、農村の数倍にも当たる賃金を確保できる都市の方が魅力の大きいことと、将来、彼らの望んでいる「大卒にふさわしい安定した企業」に就職して、都市で一花咲かせたいという思いが交錯しているからである。

非正規労働をめぐる労働政策の立ち遅れ

こうした状況に対して、中国政府は2001年以降、一部地方の労働保障部門で非正規労働の採用に関する政策規定を次々と打ち出しており、非正規労働の採用を制度化、規範化してきている。中国におけるリクルート制度改革の浸透は、非正規労働への有効な対策の一つとして単一な正規労働という伝統的採用モデルを転換し、新たな突破口となっている。

中国の非正規労働者は主にパートタイム労働者であり、その労働報酬は単位時間ベースで計算されている。だが、非正規雇用の労働時間をいかに分類するかという問題をめぐり、中国にはこれまでのところ、国による明確な規定がない。専門的な法規、またそれにふさわしい社会保障の措置もなく、これまで関連

法規・政策がきちんとまとめられてこなかった。このため、非正規労使関係の発展が妨げられており、非正規労働者は労働者における社会的弱者であることが明らかでありながらも、その合法的権益は十分保護されないままになっている。それゆえに、非正規労使関係を規範化、調整することは、非正規労働者の合法的権益の保護、雇用の促進、労使関係の構築、及び社会の安定に重要な意義を持っている。

非正規労働が急速に発展するにつれて、各地での「柔軟な」雇用状況の必要性に対応すべく、非正規労働に関する地方型法規・政策が次々と制定されているが、これまで国統一の法規範がないまま、非正規労働の管理、非正規労働者に対する保護が模索されてきた。たとえば、非正規労働者採用制度を構築している一部の地方では、パートタイム労働者の採用形態の柔軟性、雇用契約の多様性、労使関係の多元化、時間別の報酬計算などの特徴に対して、それにふさわしい時間あたりの最低賃金基準を制定、実施している。

2001年以降、北京市、天津市、上海市、江蘇省、さらに深圳市、青島市、太原市、黄石市などの地域で、最低賃金基準が次々と公布されており、この基準の制定に際しては、最も顕著な問題として、最低賃金基準に納めるべき社会保険費用を直接含めるかどうかが検討され、具体案がまとめられている。また上海市では、パートタイム労働者の労働時間をそれにふさわしい法定基準労働時間の半分と限定している。つまり、使用者が法定労働時間の半分以上を越えた場合、正規職員採用の関連規定に基づいて管理を行うこととした。江蘇省、大連市、青島市などの地域でもまた、類似の規定を設けている。だが、多くの地方においていまだに非正規労働に関する法律・法規がきちんと整備されておらず、使用者が非正規職員を採用する際に根拠とできる法規範がない。一部の企業では非正規職員の採用方法を規定する必要があるものの、法的根拠がないために、実施そのものが難しくなっている。こうした非正規労働の最大の特徴である「低賃金と不安定雇用」をもたらしているのが、「底

辺への競争」(race to the bottom) という根本動因であり、これこそが2010年春のホンダなど日系企業の現地工場での、若い労働者による一連のストライキ行為を呼び起こしたと見られる。あるいは、2010年6月、深圳市でiPad (アップル社)などを製造しているフォックスコン (富士康科技集団) において相次いだ若い労働者の「自殺」は、こうした深刻なジレンマを抱えた若年労働者による命を賭した異議申し立てであったといえる。

おわりに

これまで見てきたように、中国における非正規労働は、新自由主義的労働政策の採用によって「柔軟な」雇用形態の1つとしてほぼ定着し、具体的にはパートタイム労働者として、各種企業、個人経営工商業者、家庭、個人に広範に利用されてきた。だが、こうした労働力の活用範囲の広さゆえに、その具体的な適用範囲の面では容易に誤解や混乱を招いている。中国の「労働法」は、家庭でのヘルパー的な労働を労働法の適用範囲外としており、また家庭や個人としての使用者は、平等な民事関係として民法を適用して調整できるものの、パートタイム労働者は合法的に成立了「非正規労働組織」のような労務派遣組織から企業、家庭、個人に派遣され、非正規労働を提供する場合には除外されており、明らかに非正規労働者を保護するための法制化が立ち遅れている。

こうしたなかで、2010年春、ホンダをはじめとする日系企業において繰り広げられた一連のストライキは、もっぱら新自由主義的な要請によって築かれてきた制度的枠組みの「外側」で起きた、いわば「非正規」労働運動であった。たとえば、今回のホンダにも官製労働組合 (工会) は存在していたものの、その代表とは人事管理課の次長であり、けつして労働者を代表するものではない。それゆえに労働者らは、この改組を要求するなかで暫定的に新たな代表を選び出し、「工会運動」としてではなく、「労働運動」として直接、使用者側と交渉していた。しかも、これらの運動で中

心的な役割を担っていたのも、これまで広範な非正規労働を支えてきた「蟻族」と同じ、自らの人生を描き、権利意識に目覚めた若い世代であり、こうした若年労働者たちこそが、既成の制度的枠組みに収められることをはつきりと拒否はじめたのである。

とはいっても、こうした一連の動きの背後で「新左派」のような政治勢力が支援していたという形跡もなく、むしろこれらのストライキ行為は自然発的に、かつ合法的に組織されていたに過ぎない。ただし、こうした経験が今後とも繰り返されるとすれば、新たな労働運動がこれまでの新自由主義的な枠組みを突き破り、労働政策をめぐる対立軸を再び左旋回させる可能性もけっして捨てきれないであろう。だが恐らく、そのためにはまず、天安門事件（1989年）以前に一度は試された、「新自由主義派」でも「新左派」でもない、労働組合そのものの民主化を含んだ「第三の道」を模索

する政治改革が必要になってくるように思われる。■

《参考文献》

- 石井知章『現代中国政治と労働社会——労働者集団と民主化的ゆくえ』（御茶の水書房、2010年）
同『中国社会主義国家と労働組合——中国型政治協商体制の形成過程』（御茶の水書房、2007年）
デヴィッド・ハーヴェイ（本橋哲也訳）『ネオリベラリズムとは何か』（青土社、2007年）
石美遐『非正规就业劳动关系研究：从国际视野探讨中国模式和政策选择』（中国労働社会保障出版社、2007年）
彭希哲主编『2006中国非正规就业发展报告——劳动力市场的再观察』（重庆出版社、2007年）
公羊主編『思潮—中国“新左派”及其影响』（中国社会科学出版社、2003年）
“Why Apple and Others Are Nervous About Foxconn,” Bloomberg News, 3 June 2010.
The Financial Times, 1 June 2010.

